

立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 5 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
(平成 31 年厚生労働省令第 50 号) の施行による。

立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年立川市条例第30号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(職員)	(職員)
第10条 ……略……	第10条 ……略……
2 ……略……	2 ……略……
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 <u>都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長</u> が行う研修を修了したものでなければなら ない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
(1)～(10) ……略……	(1)～(10) ……略……
4及び5 ……略……	4及び5 ……略……
附 則	附 則
1 ……略……	1 ……略……
2 <u>この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間における第10条</u> 第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるの は、「修了したもの（令和2年3月31日までに修了することを予定し ている者を含む。）」とする。	2 <u>この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間における第10条</u> 第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるの は、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定し ている者を含む。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。